

## 地方自治法の一部を改正する法律案要綱

一 議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする事。

(第百条第十六項関係)

二 普通地方公共団体が政務活動費を交付することとする場合においては、当該政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする事。

(第百条第十八項関係)

三 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。